

資料提供	
平成24年9月25日(火)	
担当課(者)	庁舎整備局(亀屋愛樹)
電話(外線)	0857-20-3012
電話(内線)	2021

鳥取市役所本庁舎敷地の土壌汚染状況調査の結果について

1 調査内容

(1) 調査理由

土壌汚染対策法に基づく調査(自然由来による土壌汚染地の調査)

調査対象物質 「砒素」「ふっ素」「ほう素」

※市庁舎耐震改修案は、土地の掘削面積が3,000㎡以上となる見込みであり、その場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要となる。本庁舎の敷地は、基準値を超える物質が近隣で検出されていることから、法律に基づく調査を先行して実施するもの。

(2) 調査期間

平成24年8月4日から9月28日まで

(3) 試料採取場所

2カ所

①A-3地点

庁舎前アスファルト駐車場

②D-1地点

庁舎裏駐車場



2 調査結果

(1) 土壌溶出量調査・・・基準不適合物質「砒素」

(2) 土壌含有量調査・・・すべて基準適合

※結果の一覧は別紙のとおり

土壌溶出量調査：弱酸性の水(雨水程度)によって溶出される重金属量を測定

土壌含有量調査：胃酸を想定した溶液によって溶出される重金属含有量を測定

3 今後の対応

試料採取した2地点とも、砒素が土壌溶出量基準に適合しなかったため、調査対象地全体(市役所敷地)が土壌溶出量基準に適合しない土地とみなされる。

今後、工事による掘削により土壌を市役所敷地の外に搬出するときは、法律に基づいた運搬、処理を行う。

別表 1 土壌溶出量調査結果

(単位 : mg/L)

特定有害物質 深 度	砒素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	
	A-3	D-1	A-3	D-1	A-3	D-1
0~0.05m、 0.05~0.5m	0.014	0.005	0.21	0.08	<0.1	<0.1
1m	0.007	0.002	<0.08	0.10	<0.1	<0.1
2m	0.028	0.016	0.11	0.08	<0.1	<0.1
3m	0.006	0.049	0.23	0.13	<0.1	<0.1
4m	0.006	0.004	0.11	0.10	<0.1	<0.1
5m	0.009	0.006	<0.08	0.09	<0.1	<0.1
6m	0.069	0.028	<0.08	<0.08	<0.1	<0.1
7m	0.042	0.006	<0.08	<0.08	<0.1	<0.1
8m	0.003	0.006	<0.08	<0.08	<0.1	<0.1
9m	0.048	0.005	0.44	<0.08	0.3	<0.1
10m	0.088	0.002	0.71	<0.08	0.5	<0.1
土壌溶出量基準※	0.01 以下		0.8 以下		1 以下	
定量下限値	0.001		0.08		0.1	

※土壌溶出量基準：土壌汚染対策法施行規則（改正 平成 23 年 7 月 8 日）第 31 条第 1 項別表第 3 に掲げる値
：基準不適合

別表 2 土壌含有量調査結果

(単位 : mg/kg)

特定有害物質 深 度	砒素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		ほう素及びその化合物	
	A-3	D-1	A-3	D-1	A-3	D-1
0~0.05m、 0.05~0.5m	2	2	<50	<50	<5	<5
1m	3	2	<50	<50	<5	<5
2m	1	3	<50	<50	<5	<5
3m	2	4	<50	<50	<5	<5
4m	2	3	<50	<50	<5	<5
5m	11	5	<50	<50	<5	<5
6m	20	6	<50	<50	<5	<5
7m	10	2	<50	<50	<5	<5
8m	1	3	<50	<50	<5	<5
9m	2	2	<50	<50	<5	<5
10m	2	<1	<50	<50	8	<5
土壌含有量基準※	150 以下		4000 以下		4000 以下	
定量下限値	1		50		5	

※土壌含有量基準：土壌汚染対策法施行規則（改正 平成 23 年 7 月 8 日）第 31 条第 2 項別表第 4 に掲げる値